

各分科会における検討結果のとりまとめについて（案）

I．紙類に係る判断の基準等について（案）

紙類（コピー用紙及び印刷用紙）に係る判断基準の見直しの検討内容を整理すると、**資料 2－3**のとおり。

II．印刷に係る判断の基準等について（案）

1．検討状況

本年度の分科会においては、印刷役務に関して、以下の内容に関する検討を実施した。

- (1) 印刷物のリサイクル適性に関する検討結果の適切な反映
- (2) 資材確認票の運用方法の検討及び普及促進
- (3) 印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討

このうち、(3)の「印刷用紙への総合評価指標の導入拡大の検討」は、**資料 2－3**において記載していることから、以下に、上記(1)及び(2)の内容に関するこれまでの検討状況を示す。

（１）リサイクル適性

古紙偽装の要因として多くの製紙メーカーから古紙パルプの入手困難、購入古紙の品質悪化など、原料の問題があげられた。こうした経緯を踏まえ、平成 20 年度においては、「紙」から「紙」へのより高度なリサイクルを推進する観点から、使用済みになった印刷物のリサイクル適性を表す識別表示を行うことを判断の基準として設定した。印刷物の具体的なリサイクル適性については、（財）古紙再生促進センター及び（社）日本印刷産業連合会における「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討状況を踏まえ、可能な限り統一を図り、基本方針に反映したところであるが、本年 6 月～7 月にかけて実施したグリーン購入法特定調達品目に係る提案募集においても、複数の事業者等から古紙リサイクル適性ランクリストの見直し（抄色紙、ファンシーペーパー等）¹や板紙へのリサイクル促進の観点から判断の基準等の見直し等が提案されたところである。

このため、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討状況を踏まえ、印刷物のリサイクル適性に関する判断の基準等への適切な反映を図るとともに、古紙リサ

¹ 「古紙リサイクル適性ランクリスト」については、本年度も引き続き検討が行われており、適宜見直される予定

イクル適性ランクリスト等の継続的な検討・見直しに迅速に対応可能な仕組みを検討し、位置づけることとする。

（２）資材確認票

印刷物の製作に当たっては、企画・設計段階からリサイクル適性に配慮し、「目的・機能の充足」と「リサイクル対応」の両立を図るため、通常の発注・仕様管理の各ステップでリサイクル対応型印刷物製作のために必要な確認を行うことが重要となる。このため、国等の機関は印刷物の発注に当たって、資材確認票により使用する資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物を製作する必要がある。

平成 21 年度における資材確認票の運用は、試行期間と位置づけられていることから、試行状況を踏まえ、具体的な発注・仕様管理の流れに応じたりサイクル対応型印刷物の確認事項及び資材確認票の運用方法について調達者に周知するとともに、平成 22 年度から本格的な導入を図ることとする。

２．判断の基準等について

（１）判断の基準について

【判断の基準①】印刷用紙に係る判断の基準を満たす用紙の使用（冊子の表紙を除く）

印刷と併せて検討を実施している印刷用紙に係る判断の基準を満足する用紙を使用することが原則となる。ただし、冊子形状の場合の表紙については、その用途・目的等から判断の基準を満足する用紙の使用が困難となる場合が想定されることから、適用を除外している。

【判断の基準②】B、C及びDランクの材料が使用されていないこと

国等の機関は、紙から紙へのリサイクルを一層促進するために、現行の判断の基準においては、原則として「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランク以外の印刷資材を使用しないこととしている。

ただし、Bランクの印刷資材については、板紙へのリサイクルには阻害とならないことから、「古紙再生の阻害要因」との表現を「紙へのリサイクルにおいて阻害要因」に変更する。また、印刷物の用途・目的によっては、B、C又はDランクの印刷資材を使用する必要がある場合も想定²されるため、現行の判断の基準において使用していた「やむを得ず」の表現を削除する。

【判断の基準③】印刷物のリサイクル適性が表示されていること

リサイクル適性の表示のため、古紙リサイクル適性ランクリスト及び資材確認票を活用することとし、古紙リサイクル適性ランクリスト等の継続的な検討・見直しに迅速に対応するため、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に基づく古紙

² 例えば、冊子の表紙において必要となる加工（長期使用目的のPP貼り等）や抄色紙・ファンシーペーパー等の使用が想定される

リサイクル適性ランクリストを参照することを備考に記載した。

なお、古紙リサイクル適性ランクリストをはじめとする「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の内容が変更された場合等においては、遅滞なく変更内容等に関する情報提供を図ることとする。

【判断の基準④】オフセット印刷については植物由来の油を含有したインキであること

印刷インキの主原料は、樹脂、顔料及び溶剤であるが、このうち、溶剤に石油系溶剤が使用されている場合は、VOC（揮発性有機化合物）の発生が懸念される。このため、印刷工程における VOC 排出抑制の観点から、石油系溶剤の使用比率の相対的に低い植物由来の油を含有したインキの使用を新たに判断の基準（インキの種類ごとの植物由来の油含有量比率）に追加することとした。なお、芳香族成分が 1%未満の溶剤の使用について、併せて定めている。

（２）配慮事項について

印刷物の用途や求められる品質等を十分検討の上、可能な限り軽量化を図る必要があることから、以下の内容を配慮事項に追加する。

□ 印刷物の用途・目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること

また、併せて備考に調達に当たっての留意点として、特に冊子形状の印刷物の軽量化（紙厚を薄くする等）に努める旨記載している。

（３）判断の基準等（案）

印刷役務に係る具体的な判断の基準等の案については、**資料 4－2**のとおり（p.77 以降参照）。

3. 今後の検討課題

（１）検証方法と情報提供

印刷事業者からは、流通段階における印刷用紙の原材料構成等に関する検証の仕組みが不十分との指摘も一部からなされている。検証方法については、印刷用紙の判断の基準③のとおり、製品（銘柄ごと）の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で確認できることとしており、具体的な運用は、印刷事業者が使用した印刷用紙の銘柄について総合評価値等を確認し、その内容を含め実際に印刷物に使用した資材を記載した資材確認票を発注者に提出することで検証可能と考えられる。しかしながら、検証に関する指摘を踏まえ、印刷事業者は印刷用紙の製品ラベルの写しや納品書等を確実に管理するとともに、製紙メーカー、代理店、卸商、断裁事業者、加工事業者等の印刷用紙の供給・流通に携わる事業者は、印刷事業者の求めに応じて、検証に必要な書類・情報等を提供することが必要である。

なお、資材確認票に記載すべき印刷用紙を含む資材等のランクについては、環境省の

ホームページに掲載または当該製品へのリンクを設定するなど一元的な情報提供に努めるものとする。

（２）印刷事業者への周知・普及

判断の基準等の見直しにおいて、平成 22 年度より資材確認票による確認を行うことを予定していることから、印刷事業者に対する印刷（役務）及び印刷用紙の判断の基準等の周知・普及が重要となる。このため、環境省においても全国 10 箇所において開催するグリーン購入法基本方針ブロック別説明会や社団法人日本印刷産業連合会との連携の下、見直し内容の周知・普及を図り、新たな判断の基準等への円滑な移行に努めるものとする。

Ⅲ. 繊維製品に係る判断の基準等について（案）

1. 対象品目について

（１）現行品目の見直し

PET ボトルの生産量・販売量の増加及び回収率の上昇に伴い、国内において回収された PET ボトルを資源として有効に活用することが極めて重要となっている。

このため、現行の 15 品目の繊維製品のうち、平成 13 年度の法施行以来据え置かれている判断の基準等（特に再生 PET 樹脂配合率を判断の基準として設定している品目）については、市場動向や製品の供給状況等を勘案し、見直しが可能な品目について検討を実施した。

（２）新規追加品目

新規に追加する品目については、国等の機関における調達量が一定程度あり、再生材料の使用やリサイクルシステムの構築等により通常品と比較して環境負荷低減効果が期待できると考えられる繊維製品について、提案募集において提案された品目を含め、本分科会において検討を行った。その結果、新規に追加する品目案は、以下のとおりとなった。

【制服・作業服】 帽子

【その他繊維製品】 旗・のぼり・幕、モップ

なお、新規追加品目に係る判断の基準等については、今般の検討において見直すこととなった繊維製品に係る判断の基準等に準拠することが適当と判断された。

2. 判断の基準等について

（１）判断の基準について

現行の判断の基準については、以下の項目に関する見直しを行い、新たな判断の基準として設定することとされた（各品目の見直しの概要は表 1 参照）。

なお、現行の判断の基準においては配合率の算定に「製品全体重量」を使用していたが、新たな判断の基準の算定には、カーペット、作業手袋を除き「繊維部分全体重量」を使用するとともに、付属品（例えば制服であればボタン等）に再生プラスチック等を使用している場合は、配合率の算定の分母・分子に含めてもよいこととした。

① 再生 PET 樹脂に係る判断の基準の見直し ※ 1

□ 再生 PET 樹脂配合率を 10%以上から 25%以上に引き上げ

- ・ ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、繊維部分全体重量比で再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつポリエステル繊維重量比 50%以上【制服・作業服は裏生地を除く】

□ 回収・リサイクルシステムに係る判断の基準の設定（再生 PET 樹脂配

合率が 10%以上 25%未満の場合は上記「但し書き」の場合を除き必須)

- **回収システム**とは、「ア. 使用済み製品の回収ルート of 構築」及び「イ. 回収に関する具体的情報 (方法、窓口等) の提供等」が実施されていること
- **リサイクルシステム**とは、「ウ. 再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル」及び「エ. リサイクルできない部分はエネルギー回収」が行われること

② 再生 PET 樹脂以外の再生材料等に係る判断の基準の見直し ※ 2

- 再生材料等配合率を **10%以上から 25%以上**に引き上げ

③ 植物由来の合成繊維に係る判断の基準 ※ 3

- 植物由来の合成繊維・プラスチック配合率 25%以上【現状維持】
 - 現行の判断の基準の配合率の 25%以上から引き上げることにより物性や耐久性が低下 (品質面の課題が発生)
- 植物由来の合成繊維に係る回収・リサイクルシステムについては、現段階ではシステムの構築ができていないため、早期の導入は困難であるとの判断から、平成 24 年度までの可能な限り早い時期までに当該システムの構築を図り、その時点において判断の基準の見直しを実施

(2) 配慮事項について

現行の配慮事項については、以下の項目に関する見直しを行う。

- カーテン、布製ブラインドについて臭素系防炎剤の使用削減
- 回収・リサイクルシステムの一部を配慮事項から判断の基準に格上げ (一部の品目については追加)

(3) 判断の基準 (案)

繊維製品に係る具体的な判断の基準等の案については、**資料 4-2**のとおり (p.53 以降参照)。

(4) その他

製品の流通在庫等を勘案し、平成 22 年度 1 年間については、従前の判断の基準であっても特定調達物品とみなす経過措置を設けることとする。

表1 繊維製品の判断の基準の見直し（案）

分野	品目	追加年度	判断の基準（案）			
			再生PET配合率 回収・リサイクルシステム （※1）	再生PET以外の 再生材料配合率 （※2）	植物由来の合成繊維配合率 回収・リサイクルシステム （※3）	その他
制服・作業服	制服	H13	・繊維部分全体重量比25%以上（注①） ・10%以上かつリサイクルシステム		・繊維部分全体重量比25%以上（リサイクルシステムを3年以内に構築）	
	作業服	H13				
インテリア ・寝装寝具	カーテン	H13	・繊維部分全体重量比25%以上（注②） ・10%以上かつリサイクルシステム			
	布製ブラインド	H19	・繊維部分全体重量比25%以上（注②） ・10%以上かつリサイクルシステム			
	タフテッドカーペット	H17		未利用繊維、リサイクル繊維、再生ブラ、その他の再生材料が製品全体重量比25%以上		
	タイルカーペット	H17				
	織じゅうたん	H13				
	ニードルパンチカーペット	H13			・製品全体重量比25%以上（リサイクルシステムを3年以内に構築）	
	毛布	H13	・繊維部分全体重量比25%以上（注②） ・10%以上かつリサイクルシステム			
	ふとん	H14	・ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比25%以上（注②） ・10%以上かつリサイクルシステム			再使用した詰物が詰物の全体重量比80%以上
	マットレス	H14	繊維部分全体重量比25%以上（注②）	フェルトは全て未利用繊維又は反毛繊維		ホルムアルデヒドの放出量、ノンフロン
作業手袋	作業手袋	H13	製品全体重量比50%以上			ポストコンシューマ繊維が製品全体重量比50%以上
その他 繊維製品	集会用テント	H15	・繊維部分全体重量比25%以上（注②） ・10%以上かつリサイクルシステム			
	ブルーシート	H15		再生PEが繊維部分全体重量比50%以上		
	防球ネット	H15	・繊維部分全体重量比25%以上（注②） ・10%以上かつリサイクルシステム	再生PEが繊維部分全体重量比50%以上	・繊維部分全体重量比25%以上（リサイクルシステムを3年以内に構築）	

注①：裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合、再生PET樹脂が繊維部分全体重量比10%以上かつ裏生地を除くポリエステル重量比50%以上

注②：繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合、再生PET樹脂が繊維部分全体重量比10%以上かつポリエステル重量比50%以上

Ⅳ．クリーニングに係る判断の基準等について（案）

1．対象品目について

（１）品目の選定理由

国等の機関では、毎年大量の繊維製品を調達しており、例えば、制服・作業服を合わせると 50 万着以上（平成 19 年度調達実績）となっている。それらの洗濯はドライ、ランドリー等のクリーニングに出されていることが多く、その頻度を勘案すると相当量の発注数量に及ぶことが想定される。

こうした中、クリーニング業界及び個別の業者は既に環境負荷低減に向けた様々な取組を行っているところであるが、一方で、国等の機関がクリーニング業者に業務を発注する場合に求めるべき環境配慮については、これまで十分な検討が行われておらず、発注者側の取組が遅れていたことは否めない。このため、環境負荷低減に配慮されたクリーニング（役務）を調達することにより、省エネルギーや 3R の推進等による温室効果ガスの削減が期待できることから、分科会を設置し、検討を実施するものである。

（２）対象範囲

国等の機関が調達する繊維製品（制服、作業服、カーテン、毛布等）等のクリーニング（リネンサプライも含む）とする。具体的には、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業に対する国等の機関からの役務調達とする。

2．判断の基準等について

（１）判断の基準等の設定に当たっての考え方

平成 22 年度の調達からクリーニングをグリーン購入法に係る特定調達品目として設定し、環境負荷低減に向けたスタートを切ることが最優先とすることとした。そのための第一歩として、環境負荷低減に積極的な事業者の取組を参考とし、判断の基準等を設定する方向で検討を行った。

なお、判断の基準等については、今後の事業者の環境負荷低減に向けた取組の進展等を踏まえ、適切に見直しを行うこととする。

（２）判断の基準等（案）

クリーニングに係る具体的な判断の基準等の案については、**資料 4－2**のとおり（p.89 以降参照）。

① 判断の基準

判断の基準としては、次の項目について設定することとした。

- ☐ ドレンの回収・再利用による環境負荷の低減

- ➔ ドレンの回収・再利用による省エネルギーや水資源の節約等の環境負荷低減を図ること
- 集配等におけるエコドライブの推進
 - ➔ 「新・エコドライブ 10 のすすめ」の要件を満たすこと
- ハンガーの回収・再使用等の仕組みの構築
 - ➔ 適切な回収のための情報提供
 - ➔ 回収されたハンガーの再使用
 - ➔ 再使用できない場合のリサイクル（マテリアル、熱回収）

② 配慮事項

配慮事項としては、次の項目について設定することとした。

- 事業所等におけるエネルギー使用実態把握・使用量削減
 - ➔ エネルギー使用実態の把握、結果を踏まえた省エネルギー対策の推進
- 低燃費・低公害車による集配等の実施
 - ➔ 低燃費車・低公害車による集配等を実施すること
- 包装材の削減
 - ➔ 包装資材の材厚の薄肉化、マイバックの推奨等
- 省エネルギー型の設備等の導入促進
 - ➔ クリーニング設備・機械・空調設備等の導入